

鳥取県告示第 182 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 21 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
鳥取商事株式会社 代表取締役 加納 浩	鳥取市吉方温泉一丁目 223-2	ヘルパーステーションのどか	鳥取市相生町二丁目 452-1	平成 20 年 3 月 1 日